

大阪市 P C B 廃棄物処理事業監視会議開催要綱

(目 的)

第 1 条 日本環境安全事業株式会社が大阪市において行うポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「P C B 廃棄物」という。）の処理事業を監視するため、大阪市 P C B 廃棄物処理事業監視会議（以下「会議」という。）を開催する。

(議 事)

第 2 条 会議の議事項目は、次のとおりとする。

- (1) P C B 廃棄物処理施設の操業に関すること
- (2) P C B 廃棄物処理事業に係る環境監視に関すること
- (3) P C B 廃棄物等の収集運搬に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、P C B 廃棄物処理事業に係る安全を確保し、及び生活環境を保全するために必要な事項

(会議の委員)

第 3 条 会議の委員は、前条に掲げる事項に関する学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(座 長)

第 4 条 会議の座長は、委員の互選により定める。

- 2 座長は、会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第 5 条 会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 3 会議は、公開により行うものとする。

(開催期間)

第 6 条 会議の開催期間は、日本環境安全事業株式会社が大阪市において行う P C B 廃棄物の処理事業の終了までとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月23日から施行する。

<p align="center">大阪市PCB廃棄物処理事業監視委員会設置要綱 (改正前)</p>	<p align="center">大阪市PCB廃棄物処理事業監視会議開催要綱 (改正後)</p>
<p>(目 的)</p> <p>第1条 この要綱は、日本環境安全事業株式会社が大阪市において行うポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理事業を監視するため、<u>大阪市PCB廃棄物処理事業監視委員会（以下「委員会」という。）を設置し、もって市民・事業者・行政の信頼関係に立脚した処理事業の推進を図ることを目的とする。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 <u>委員会の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>（1）<u>PCB廃棄物処理施設の施工計画及び工事の進捗状況に関すること</u></p> <p>（2）PCB廃棄物処理施設の操業に関すること</p> <p>（3）PCB廃棄物処理事業に係る環境監視に関すること</p> <p>（4）PCB廃棄物等の収集運搬に関すること</p> <p>（5）前各号に掲げるもののほか、PCB廃棄物処理事業に係る安全を確保し、及び生活環境を保全するために必要な事項</p> <p><u>(組 織)</u></p> <p>第3条 委員会は、委員8名以内で組織する。</p> <p>2 委員は、学識経験者からなる専門委員及び市民委員とし、市長が委嘱する。</p> <p><u>(任 期)</u></p> <p>第4条 <u>委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする</u></p> <p><u>(委員長)</u></p> <p>第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。</p> <p><u>3 委員会には、委員長が指名する副委員長1名を置く。</u></p> <p>4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(会 議)</p> <p>第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。</p> <p>(関係者の出席)</p> <p>第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>(活動状況の公開)</p> <p>第8条 委員会は、活動状況に関する情報を市民に対し公開する。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第1条 日本環境安全事業株式会社が大阪市において行うポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理事業を監視するため、<u>大阪市PCB廃棄物処理事業監視会議（以下「会議」という。）を開催する。</u></p> <p>(議 事)</p> <p>第2条 <u>会議の議事項目は、次のとおりとする。</u></p> <p>（1）PCB廃棄物処理施設の操業に関すること</p> <p>（2）PCB廃棄物処理事業に係る環境監視に関すること</p> <p>（3）PCB廃棄物等の収集運搬に関すること</p> <p>（4）前各号に掲げるもののほか、PCB廃棄物処理事業に係る安全を確保し、及び生活環境を保全するために必要な事項</p> <p><u>(会議の委員)</u></p> <p>第3条 会議の委員は、前条に掲げる事項に関する学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。</p> <p><u>(座 長)</u></p> <p>第4条 会議の座長は、委員の互選により定める。</p> <p>2 座長は、会議の議事を進行する。</p> <p>3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(会 議)</p> <p>第5条 会議は、市長が招集する。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>3 会議は、公開により行うものとする。</p> <p><u>(開催期間)</u></p> <p>第6条 <u>会議の開催期間は、日本環境安全事業株式会社が大阪市において行うPCB廃棄物の処理事業の終了までとする。</u></p>

大阪市PCB廃棄物処理事業監視委員会設置要綱 (改正前)	大阪市PCB廃棄物処理事業監視会議開催要綱 (改正後)
<p>(処理施設への立入及び書類等の閲覧)</p> <p>第9条 委員会は、その活動の範囲内において必要があると認めるときは、第2条に掲げる事項に関し、<u>日本環境安全事業株式会社の職員の立会のもと、処理施設に立入り及びその保有する関係書類の閲覧をすることができる。</u></p> <p>(意見)</p> <p>第10条 委員会は、第2条に掲げる事項に関し、意見を述べる<u>ことができる。</u></p> <p>2 大阪市は、前項の意見に対し、適切に対応するとともに、その対応した内容について委員会に回答し<u>なければならない。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第11条 委員会の庶務は、環境局事業部において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は<u>委員長</u>が定める。</p> <p>附 則 この要綱は平成15年9月10日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は平成19年4月1日から施行する。</p>	<p>(その他)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は<u>市長</u>が定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成15年9月10日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、平成23年8月23日から施行する。</u></p>